

# 消費生活センターは 若者の消費者教育の推進をサポートします！

**2022年4月1日から18歳で成年になります**

改正民法が施行されると、18歳で法定代理人の同意なく契約をすることができるようになります(ただし、喫煙や飲酒、ギャンブル(競馬、競輪等)は他の法律により規制されており、これまでどおり20歳未満は禁止されています)。

→18歳で成年になると、未成年者契約の取消しをすることができなくなります。18歳、19歳の積極的な社会参加が求められると同時に、責任ある行動が求められます。

民法における成年年齢とは、完全な行為能力を有し、自らの判断(本人の意思)で、単独で有効な契約を結ぶことなどができる年齢をいいます。

## ●成年になったら単独でできること●



消費生活センター発行のリーフレットを消費者教育の授業や講座等でご活用ください。

中学生向け

高校生向け

高校生・大学生向け



詳しくはHPで検索

大阪府 若者向け消費生活

検索



QRコード

【お問い合わせ先】

大阪府府民文化部消費生活センター 事業グループ TEL: 06-6612-7500



大阪府総務部統計課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)19階  
TEL: 06-6210-9195

統計課ホームページ: <http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/>

再生紙を使用しています。

2019年12月号

(毎月1回発行)